

平成 30 年 1 月 24 日

小売酒販組合 御中

全国酒販生活協同組合石川県支部
(公 印 略)

「酒屋ガード」の補償範囲について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

1 月 19 日開催の事務担当者会議で質問のあった標記の事項については、全生協から下記のとおり回答があったので、連絡します。

記

○保険金の支払ができない場合

1. 「酒屋ガード」お仕事の賠償保険

(例) 自動車など原動機付車両の使用に起因する損害賠償責任 (資料 1)

※ 自動車運転などによる損害賠償以外をカバーする保険

2. 「酒屋ガード」ケガの保険

(例) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの (資料 2)

3. 「酒屋ガード」収入の保険

(例) 被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害 (資料 3)

○ 資料 1 (抜粋)

- (2) 施設・業務遂行危険補償 (固有)
- 【次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害】
- ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
 - ・次のいずれかに該当する物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ①航空機
 - ②昇降機 (小荷物専用昇降機を除きます)
 - ③自動車または原動機付自転車 (以下「自動車等」といいます)。ただし、次のいずれかに該当する自動車等を除きます。
 - ア. 販売等を目的として展示されている自動車等。ただし、走行している間は自動車等とみなします。
 - イ. 仕事が出張して行う自動車等の修理または整備の場合における修理または整備を行うために管理 (走行している間を除きます) している自動車等
 - ④施設外における船・車両 (原動力が専ら人力である場合を除きます) または動物。ただし、仕事が出張して行う船・車両の修理または整備の場合における修理または整備を行うために管理 (走行・航行している間を除きます) している船・車両はこの規定を適用しません。
- ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
 - ・仕事の終了 (仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします) または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。
 - ・被保険者の下請負人またはその使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ・じんあい (その材質を問いません) または騒音に起因する損害賠償責任

○ 資料 2 (抜粋)

- ①次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。
- ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
- ②次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。
- ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの (注)
 - ・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒

○ 資料 3 (抜粋)

- ・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害
- ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害
- ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの (注) など